



第三者行為による病気やケガにあっってしまったら、まずご連絡を!!

交通事故など第三者の行為によるケガや病気でも国民健康保険で診療を受けることができます。第三者の行為によるケガや病気にあった場合は、必ずうるま市国民健康保険課へ連絡し「第三者行為による傷病届」を提出してください。

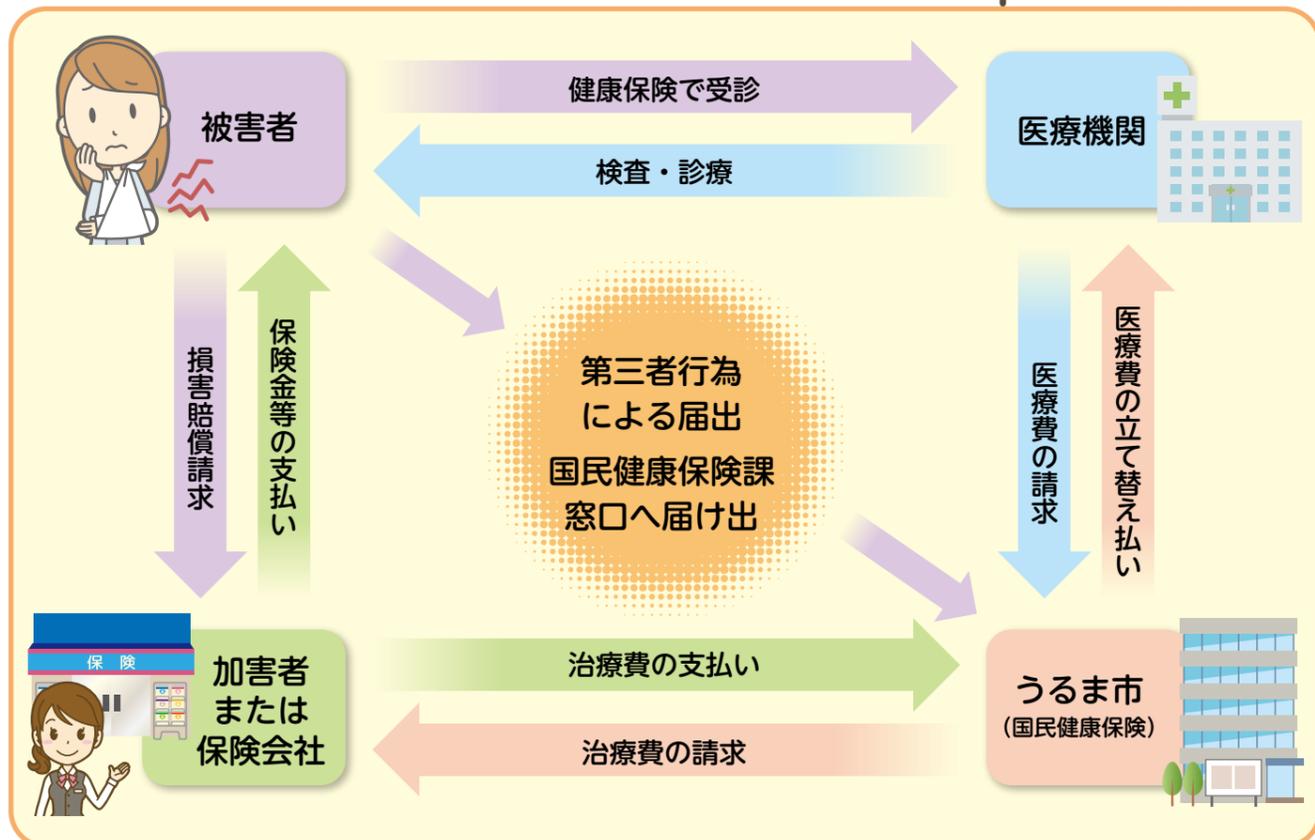
被害者が健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を国民健康保険が負担したことになりますので、後日、国民健康保険課は、その治療費を加害者または、自動車保険会社などに請求します。この請求に必要な書類が「第三者行為による傷病届出」です。

加害者から治療費を受け取ったり示談をすませたりすると給付ができなくなる場合がありますので、ご注意ください!!

示談の前に必ずうるま市国民健康保険課まで、ご連絡ください。

交通事故など第三者の行為によるケガや病気って…

1. 交通事故
2. 他人のペットなどによるケガ
3. 不当な暴力や傷害行為によるケガ
4. 他者の建物で設備欠陥などによる事故
5. 購入食品や飲食店などでの食中毒等



問い合わせ：国民健康保険課 給付係 ☎989-5347

令和3年4月1日から

保険証が コスモス色から

空色へ 変わります



- ☁ 保険証の色がコスモス色から空色に変わります。
- ☁ 令和4年3月31日までに、75歳をむかえる方は保険証の有効期限が、誕生日の前日までとなります。
- ☁ 70歳～74歳の方は高齢受給者証の記載があります。
- ☁ 40歳～74歳の方は特定健診受診券の整理番号の記載があります。
- ☁ 住所変更、婚姻等で記載事項に変更があった方は、国民健康保険課へ届出が必要です。

※届いた保険証は
令和3年4月1日から有効
ですので、3月中はコスモス色の
保険証を大切に保管してください。



国民健康保険課 ☎973-3202 (賦課資格係) ☎989-5347 (国保給付係)

令和2年中に 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた世帯は 減免申請できます!

受付期限 3月31日迄 お忘れなく!

対象 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

対象となる世帯※1

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年2月以降の収入が減少し、納付が困難となった世帯。または、主たる生計維持者が感染し、死亡または重篤な傷病を負った世帯。

※1 令和2年度(平成31年1月1日～令和元年12月31日分)の申告をしていること。

※2 この減免における「主たる生計維持者」の定義 ※3 令和3年3月31日迄

【国民健康保険の場合】 国民健康保険の被保険者である世帯主(納税義務者)となります(収入要件あり)。国民健康保険の被保険者ではない世帯員が減収した場合は、国民健康保険税の減免対象となりません。

【後期高齢者医療保険の場合】 後期高齢者医療保険被保険者及びその世帯の世帯主となります。

【介護保険の場合】 世帯の生計を主として維持していて、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属している方となります。

減免には**一部減額**または**全額免除**がございます。
詳細について、お問合せください。

問合せ先

国民健康保険課 賦課資格係 ☎973-3202
後期高齢者医療係 ☎973-3177
介護長寿課 介護保険料係 ☎973-3208